

申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部市民参加推進課(春日部コミュニティセンター) No.011

処 分 名	春日部コミュニティセンター使用の許可
処 分 の 概 要	春日部コミュニティセンターを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	春日部市春日部コミュニティセンター条例（平成 17 年条例第 25 号）第 4 条 春日部市春日部コミュニティセンター条例施行規則（平成 17 年規則第 10 号）第 4 条、第 4 条の 2
審 査 基 準	<p>春日部コミュニティセンターの使用の許可は、当該施設の使用が次の（1）から（7）の要件をみたすことが必要です。</p> <p>（1） 秩序又は善良の風俗を乱すおそれがないこと。（以下のような場合は、使用できません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等の場合 <p>（2） 建物又は附帯設備を破損するおそれがないこと。</p> <p>（3） 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業にセンターの名称を使用するおそれがないこと。（以下のような場合は、使用できません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を問わず、収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合 ・ 手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合 ・ 公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合 ・ 商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾・収益事業の宣伝を目的とする場合。 <p>（4） 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙にし、特定の候補者を支持するために使用するおそれがないこと。</p> <p>（5） 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するおそれがないこと。（以下のような場合は、使用できません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者（主催者）名を変えても実際の使用が宗教団体の場合 ・ 布教活動及び布教活動につながる場合

	<p>(6) 暴力団等の利益になると認められないこと。</p> <p>(7) その他管理上支障がないこと。(以下のような場合は、使用できません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・ 施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・ 点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など
標準処理期間	1日
設定年月日	平成27年4月1日(最終改正:平成30年4月1日)
申請時期	使用する日が属する月の3ヶ月前の月の15日から使用する日までの間
申請方法	春日部コミュニティセンター窓口への提出
備考	<p>管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。公共施設予約システム及び春日部コミュニティセンター窓口で、使用の予約をすることができます。使用料については、 http://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/bunka/kouminkan/shiyouryou.html を参照してください。</p>
根拠法令及び関係法令等の抜粋	<p>■春日部市春日部コミュニティセンター条例 (使用の許可及び制限)</p> <p>第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</p> <p>(4) センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。</p> <p>3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。</p> <p>■春日部市春日部コミュニティセンター条例施行規則 (許可手続等)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規定により、センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、春日部コミュニティセンター使用申請書(様式第1号)により市長に申請しなければなら</p>

ない。

- 2 前項に規定する申請は、使用する日が属する月の2か月前の月の15日から使用する日まで(春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。))の規定による抽選の第1回目の当選者にあつては、使用する月の3か月前の月の15日から28日の間、第2回目の当選者にあつては、使用する日が属する月の2か月前の月の15日から28日までの間)に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
 - 3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第13条に規定する使用料を徴収し、春日部コミュニティセンター使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可書」という。)により許可するものとする。
 - 4 条例第4条第1項後段又は条例第6条第3項の規定により、センターの使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、使用する日の7日前までに春日部コミュニティセンター使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書(様式第3号)により市長に申請し、又は届け出なければならない。ただし、使用しようとする日を変更しようとするときは、第2項の規定を準用する。
 - 5 前項の申請又は届出をするときは、許可書を提示しなければならない。
 - 6 市長は、第4項の規定による申請又は届出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部コミュニティセンター使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書(様式第4号。以下「変更等許可書」という。)により許可又は通知するものとする。
 - 7 センターの使用の許可を受けた者は、使用を開始する際に許可書(前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書)を提示し、係員の指示に従わなければならない。
 - 8 センターの施設等を引き続いて使用することができる期間は、3日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
(使用の許可に係る予約)
- 第4条の2 前条に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する手続によるものとする。